

【特許開示用】

秘密保持契約書（案）

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の保有する特許「」（特願／特開第 号）を乙に開示し、乙において、その実施、共同研究あるいは受託研究を行うかについて検討（以下「本検討」という。）を行うにあたり、甲乙双方が保有する情報を開示する場合における秘密の漏洩を防止するため、次のとおり秘密保持に関する契約を締結する。

（秘密保持）

第1条 甲及び乙は、相手方から開示された技術情報、資料、ノウハウ、意見交換等の本検討に関する情報であって、①書面等の有体物で開示された場合には、秘密であることが当該有体物に明示されて開示されたもの、②口頭又は視覚等の無体物にて開示された場合には、開示の際に秘密である旨が特定され、当該開示後30日以内に当該開示の内容、開示者、開示の場所及び開示の日付が書面にて確認されたもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの
 - 二 開示を受けた際、既に公知、公用であったもの
 - 三 開示を受けた後、甲、乙いずれの責にもよらずして公知、公用となったもの
 - 四 第三者から秘密保持義務を負うことなしに正当に開示を受けたもの
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本検討のみに使用し、本検討に関わる限定された自己の構成員又は役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に対してのみ開示するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項に基づく自己の従業員等への秘密情報の開示に際し、秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、秘密情報の管理について責任者を定め、厳重に管理するものとする。
- 4 甲及び乙は、秘密情報の全部又は一部を相手方の事前の文書による承諾なしに、本検討のために必要な範囲を超えて複製又は要約してはならない。
- 5 甲及び乙は、本契約の内容及びその締結の事実に関して、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

（知的財産権）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づく秘密情報の開示によって、相手方に対し秘密情報の所有権、秘密情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権及びノウハウ等の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）について、明示的にも暗示的にも譲渡、実施の許諾又は使用の許諾等をするものではない。

- 2 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、創作、育成又は案出等をなした場合は、速やかにその旨を相手方に通知の上、当該発明、考案、創作、育成又は案出等に係る知的財産権等の帰属及び取り扱いについて相手方と協議するものとする。

（反社会的勢力との関係排除）

第3条 甲及び乙は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、自己及び自己の関係者について、以下の各号に掲げる事項を表明し遵守する。

- 一 反社会的勢力が実質的に経営に関与していないこと
- 二 反社会的勢力に対し便宜を供与し又は資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- 三 直接、間接を問わず反社会的勢力を利用しないこと
- 四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- 五 自ら又は第三者を利用して、他の契約当事者に対し、詐術、暴力的行為又は不当な要求を行わないこと

(非保証)

第4条 甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(損害賠償等)

第5条 甲又は乙が本契約に違反し相手方に損害を与えた場合は、損害を被った甲又は乙は、相手方に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、本契約締結の日から本検討が終了したとき又は平成XX年XX月XX日のうちいずれか早く到来する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は当該期間満了前に協議の上、本契約の契約期間を変更することができる。

(秘密情報を含む資料などの返還)

第7条 甲及び乙は、本契約の期間が終了した場合又は甲若しくは乙が相手方に提供した資料の返却、消去又は廃棄を要求した場合は、直ちに秘密情報に係る資料（複写、複製又は要約したものを含む。）のすべてを相手方が指定する方法により返却、消去又は廃棄しなければならない。

(秘密保持の有効期間)

第8条 第6条の規定にかかわらず、第1条の規定は、本契約期間満了後の日から5年間有効に存続するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成XX年XX月XX日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603-1
国立大学法人長岡技術科学大学
学 長 東 信 彦

乙 所在地
氏 名